

令和6年9月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和6年11月)

国土交通省
海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal

裁決の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

[ホーム](#) > 裁決の閲覧について

裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、令和5年1月から令和6年9月までに言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所(東京)の裁決は、平成30年1月から令和6年9月までに言渡しがあったものを閲覧できます。

裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、広島地方海難審判所と長崎地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① [モーターボートA\(11.60m\)モーターボートB\(1.5トン\) 衝突事件](#)

広島県豊島(とよしま)西方沖合において、航行中のA船が、漂泊中のB船に衝突し、B船の同乗者が死亡した

② [モーターボートA\(7.3トン\) 乗揚事件](#)

夜間、熊本県横浦島東岸において、A船が、乗り揚げ、前部甲板にいた同乗者が死亡した

海難防止への
インフォメーション

① **モーターボートA(11.60m)モーターボートB(1.5ト) 衝突事件**

(広島県豊島西方沖合において、航行中のA船が、漂流中のB船に衝突し、B船の同乗者が死亡した)

【海難概要】 豊島西方沖合において、A船(11.60m、1人乗組、同乗者1人)が航行中、B船(1.5ト、1人乗組、同乗者1人)が漂流中、A船の船首がB船の右舷中央部に衝突し、B船の同乗者が死亡した

【発生日時】 令和5年1月8日07時27分

【発生場所】 広島県豊島西方沖合

【死傷者】 死亡1人(B船同乗者、左大腿不全切断による死亡と検案された)

【損傷等】 A船：船首部外板に擦過傷等

B船：右舷中央部外板に破口等を生じ、のち廃船処理された

(航法の適用) 海上衝突予防法(予防法)第38・39条(船員の常務)が適用される

・予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないことから、**予防法第38・39条(船員の常務)が適用される**

《原因等》 A船が航行中、B船が漂流中、

A船：**見張り不十分**で、漂流中のB船を避けなかった(主因)

[船長Aは、見張りを十分に行うべきであった]

B船：**見張り不十分**で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった(一

因)[船長Bは、見張りを十分に行うべきであった]

《背景》 ・船長Aは、豊島大橋付近で前路を一見して船舶を見かけなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思った

・船長Bは、航行中の船舶が漂流している船舶を避けると思った

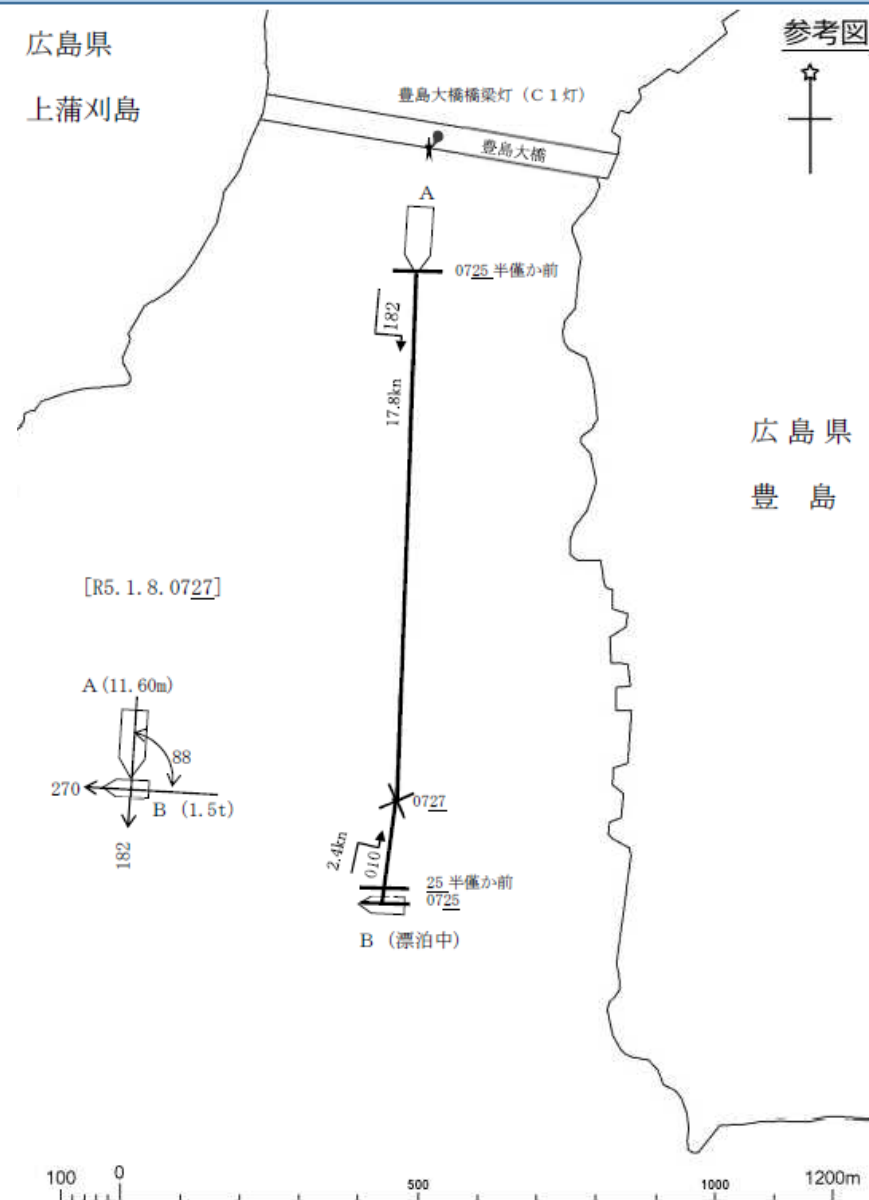
【受審人】

(A船) 船長：小型船舶操縦士 → **業務停止1か月**

(B船) 船長：小型船舶操縦士 → **戒告**

《懲戒》

* 本裁決は、R6.9.5に言い渡されました。
詳細は海難審判所のHPでご確認下さい



海難防止への
インフォメーション② モーターボートA(7.3トン) 乗揚事件

(夜間、熊本県横浦島東岸において、A船が、乗り揚げ、前部甲板にいた同乗者が死亡した)

【**海難概要**】 夜間、A船(7.3トン、1人乗組、同乗者1人)は、熊本県横浦島北東部に所在の天草港(与一ヶ浦港区) (以下「与一ヶ浦港」)を発し、同県御所浦漁港嵐口(あらくち)地区(以下「嵐口漁港」)に帰航する目的で向かったものの、横浦島東岸に、15.0ノットの速力で乗り揚げ、前部甲板にいた同乗者が死亡した

【**海難概要の補足**】 船長は、与一ヶ浦港を発航する前に、居酒屋で約4時間にわたり、750ミリリットルのジョッキでビールを2杯及びアルコール度数25パーセントの焼酎約2合半を飲んで、酒気帯びの状態で、発航すると、体内のアルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがあった

《**原因等**》 夜間、嵐口漁港に向けて帰航するため与一ヶ浦港を発航するに当たり、

酒酔い運航の防止措置が不十分で、同港の防波堤の入口を航過した後、横浦島東岸に向かって右転しながら進行した

[船長は、発航を中止するなど、**酒酔い運航の防止措置を十分にとるべきであった**]

《 **背景** 》

・船長は、与一ヶ浦港から嵐口漁港までは5分程度の短い航程であり、これまでも数回酒気帯びの状態で航行したことがあったので、今回も無難に航行できると思った

【**受審人**】

船 長: 小型船舶操縦士 → 業務停止2か月

《 **懲戒** 》

【**発生日時**】 令和5年9月30日23時45分

【**発生場所**】 熊本県横浦島東岸

【**死傷者**】 死亡1人(同乗者: 頸髄損傷の疑)

【**損傷等**】 船首部船底外板に破口を伴う亀裂及び推進器翼に曲損等



* 本裁決は、R6.9.25に言い渡されました。詳細は海難審判所のHPでご確認下さい